

## 農地の賃借料情報の提供について

令和7年1月から令和7年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりとなっております。

なお、この水準は、農地法第52条の規定に基づき、賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の締結にあたっては、貸し手・借り手の両者でよく協議したうえで締結してください。

令和8年1月14日

京都市農業委員会

(金額は10a当たり/年)

地域区分		利 用 目 的			<参考> 使用貸借(無 償)の割合及び 使用貸借を含ん だ平均額	
		田 (水稻作)	畠 (野菜・果樹等)	筍		
市街化区域	平均額	¥26,800	実勢値なし	—	44.0%  田:17,800円 畠:6,500円	
	最低額～最高額	¥10,000～¥41,700	実勢値なし	—		
	筆数	8 筆	実勢値なし	—		
市街化調整区域 及び 都市計画区域外 (京北地域除く)	中山間 地域除く	平均額	¥11,300	¥24,900	¥5,000	36.7%  田:9,000円 畠:25,500円 筍:1,700円
		最低額～最高額	¥3,700～¥19,400	¥12,500～¥58,600	¥4,900～¥5,000	
		筆数	31 筆	64 筆	6 筆	
	中山間 地域*	平均額	¥2,900	実勢値なし	—	27.9%  田:3,400円 畠:1,300円
		最低額～最高額	¥2,500～¥6,000	実勢値なし	—	
		筆数	26 筆	実勢値なし	—	
京 北 地 域	平均額	—	—	—	100.0%	
	最低額～最高額	—	—	—		
	筆数	—	—	—		

\* 中山間地域（下線のある地区は、全部又は一部が都市計画区域外）

行政 区 名	地 区
北 区	大宮の一部(氷室)・小野郷・中川・雲ヶ畠
左 京 区	大原の一部(百井)・花脊・広河原・久多
右 京 区	嵯峨北部
西 京 区	大原野の一部(小塩・石作・外畠・出灰)
伏 見 区	醍醐の一部(陀羅谷)

・玄米やもち米等、物納により賃借料が支払われているものについては、農産物価統計統計調査の「月別年次別全国平均販売価格」をもとに金額換算しています。

・標準的な賃借料を算出するため、全賃借料の平均値±(平均値×70%)を超えるものを除いています。また、筆数が4筆以下の場合も除いています(除いた結果、算出ができなかった場合は「実勢値なし」と表示しています)。使用貸借(無償)で締結された貸借については計算に含まれていません。

なお、参考として掲載している「使用貸借(無償)の割合及び使用貸借を含んだ平均額」の項目では、すべての筆を対象に計算しています。

・金額は、算出結果を四捨五入し、100円を単位としています。